

村山市監査委員公告第 20 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和元年 10 月 28 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 建設課
2. 監査の期間 令和元年 10 月 17 日から令和元年 10 月 28 日
3. 監査の範囲 平成 30 年 9 月 1 日から令和元年 8 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和元年 10 月 17 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

【指摘事項】

住宅使用料の収納未済額の繰越調定処理について

毎会計年度において調定した金額で、翌年度 5 月 31 日まで収納済とならなかったもの（不納欠損処分を除く）は翌年度 6 月 1 日に繰越調定をし、繰越した収納未済額で翌年度の末日まで収納済（不納欠損処分を除く）にならなかったものは、翌々年度 4 月 1 日に繰越し、翌々年度の末日までになお収納済とならなかったもの（不納欠損処分を除く）については、その後逡次繰越することになるが、収納未済額の収納済となった分のみの調定しかなされていない。村山市財務規則第 51 条に則り処理されたい。